

＜介護保険施設等や短期入所サービスをご利用の方へ＞

介護保険施設等や短期入所サービスをご利用になる場合、居住費及び食費については原則として自己負担ですが、所得等の低い方は、居住費及び食費について保険給付の対象となり、申請により、居住費（短期入所の場合は「滞在費」）及び食費の負担が軽減されます。

1. 軽減対象サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

短期入所生活介護（介護予防）、短期入所療養介護（介護予防）、地域密着型介護老人福祉施設

2. 居住費・食費の負担軽減対象者要件とその負担額（1日あたり）

要 件			負担軽減額					
利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産状況	居住費（滞在費）				食費	
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室		
軽減対象	第1段階	○生活保護受給者または、世帯員全員と配偶者が市町村民税非課税であり、老齢年金を受給している人	単身： 1,000万円以下 夫婦： 2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	第2段階	世帯員全員と配偶者が市町村民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
	第3段階①	世帯員全員と配偶者が市町村民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
	第3段階②	世帯員全員と配偶者が市町村民税非課税であり、合計所得金額と年金収入額の合計が120を超える人	単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】
（標準的な） 第4段階	上記の第1段階から第3段階②以外の方 ※利用者の負担となる居住費及び食費の額は、各施設等との契約により決まります。具体的な金額は各施設等にご確認ください。			1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円

◆第2号被保険者（40歳以上60歳以下）は、各段階の所得状況に加え、預貯金などの資産が単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下であれば支給対象となります。

- ・表中の「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の人を含みます。
- ・（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ・【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
- ・旧措置入所者の方は、経過措置により別途居住費・食費・利用者負担割合の減免があります。

3. 申請に必要なもの

<p>(1) 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書</p> <p>(2) 本人及び配偶者のすべての通帳・有価証券・負債等の写し（原則、申請から2ヶ月前までのもの）</p> <p style="text-align: center;">*生活保護受給者及び境界層該当者（軽減適用すれば生活保護が必要でなくなる人）は、(2)の添付書類は必要ありません。ただし、境界層該当者は境界層該当証明証が必要です。</p> <p>※別途必要な資料の提出をお願いすることがあります。</p>	<p>*銀行名・氏名がわかる部分の写しも添付してください。</p>
---	-----------------------------------

<市町村民税課税層における居住費・食費の特例減額措置>

利用者が市町村民税非課税でない場合であっても、利用者の方が介護保険施設等に入所または入院して居住費・食費を負担した結果、在宅で生活される方が生計困難になる場合、居住費及び食費またはその一方が負担軽減される場合があります。また、利用者が市町村民税非課税であって、世帯外の配偶者が市町村民税非課税でない場合であっても対象になります。※短期入所は適用外です。

1. 対象となる方（次の要件の全てを満たす方）

- (1) 本人及びその属する世帯の世帯員並びにその配偶者（以下「世帯全員」）の数が2以上であること（単身世帯は含まない。）
- (2) 介護保険施設に入所または入院し、利用者負担額第4段階の居住費及び食費の負担を行うこと。
- (3) 世帯全員の年間収入から、施設に支払う利用者負担（1割負担、居住費、食費の年額合計*高額介護サービス費を除く）の見込額を除いた額が80万円以下となること。
- (4) 世帯全員の預貯金等が、450万円以下であること。
- (5) 世帯全員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に活用し得る資産を所有していないこと。
- (6) 世帯全員が介護保険料（第2号被保険者にあつては、国民健康保険税または医療保険各法の定める保険料）を滞納していないこと。

※施設入所にあたり世帯分離をした場合でも、分離する前の世帯員で収入等が計算されます。

※収入とは、公的年金等収入額+合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）の合計です。また、有価証券等には有価証券、債権等も含まれます。

2. 申請に必要なもの

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書
- (2) 施設の利用者負担額を証明できるもの（施設の契約書の写し等）
- (3) 資産等申告書
- (4) 本人及び世帯全員並びに配偶者の資産等を証明できるもの（固定資産にかかる証明書や預貯金通帳等の写しなど）

※別途必要な資料の提出をお願いすることがあります。

<社会福祉法人等による利用者負担軽減制度>

低所得で生計困難な人（要件を満たし生計困難者として市が認めた人）に対して、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が、利用者負担額を軽減する制度です。（法人が軽減制度の申出をしている事業に限ります。）利用者負担の4分の1が軽減されます。（老齢福祉年金受給者の場合は2分の1、生活保護受給者の個室居住費は全額）市への申請が必要ですので、詳しくはいきいき健康課へお尋ねください。

申請・問い合わせ先

水俣市 いきいき健康課 高齢介護支援室

電話 0966-63-3051